

議案第19号

日野町介護保険条例の一部改正について

日野町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月5日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町介護保険条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

第9期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料額の改正を行う。

2 改正内容

- 第9期介護保険事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料基準額（第5段階）を、「年額82,300円・月額6,859円」から「年額71,500円・月額5,959円」に見直す。
- 第1号被保険者の標準段階について、現行の標準9区分から標準13区分に多段階化し、標準13区分の標準乗率について第1段階から第3段階までに係る割合を引き下げるとともに、新設する第10段階から第13段階までに係る割合を現行の第9段階の割合と比べ高く設定する。
- 保険料基準額（第5段階）の見直しに伴い、低所得者（第1～3段階）の保険料軽減後の保険料を「第1段階保険料年額20,378円」「第2段階保険料年額34,678円」「第3段階保険料年額48,978円」に見直す。

【所得段階別保険料】

第8期計画	対象者	保険料年額 (月額)	第9期計画	対象者	保険料年額 (月額)
第1段階	生活保護受給者、 住民税非課税世帯 かつ年金収入等80 万円以下	41,150円 (3,430円)	第1段階	生活保護受給者、 住民税非課税世帯 かつ年金収入等80 万円以下	32,533円 (2,711円)
第2段階	住民税非課税世帯 かつ年金収入等80 万円超120万円以 下	61,725円 (5,144円)	第2段階	住民税非課税世帯 かつ年金収入等80 万円超120万円以 下	48,978円 (4,082円)
第3段階	住民税非課税世帯 かつ年金収入等 120万円超	61,725円 (5,144円)	第3段階	住民税非課税世帯 かつ年金収入等 120万円超	49,335円 (4,112円)
第4段階	本人住民税非課税 (世帯課税)かつ年 金収入等80万円以 下	74,070円 (6,173円)	第4段階	本人住民税非課税 (世帯課税)かつ年 金収入等80万円以 下	64,350円 (5,363円)
第5段階	本人住民税非課税 (世帯課税)かつ年 金収入等80万円超	82,300円 (6,859円)	第5段階	本人住民税非課税 (世帯課税)かつ年 金収入等80万円超	71,500円 (5,959円)
第6段階	住民税課税かつ合 計所得120万円未 満	98,760円 (8,230円)	第6段階	住民税課税かつ合 計所得120万円未 満	85,800円 (7,150円)
第7段階	住民税課税かつ合 計所得120万円以 上210万円未満	106,990円 (8,916円)	第7段階	住民税課税かつ合 計所得120万円以 上210万円未満	92,950円 (7,746円)
第8段階	住民税課税かつ合 計所得200万円以 上300万円未満	123,450円 (10,288円)	第8段階	住民税課税かつ合 計所得210万円以 上320万円未満	107,250円 (8,938円)
第9段階	住民税課税かつ合 計所得300万円以 上	139,910円 (11,660円)	第9段階	住民税課税かつ合 計所得320万円以 上420万円未満	121,550円 (10,130円)
第10段階			第10段階	住民税課税かつ合 計所得420万円以 上520万円未満	135,850円 (11,321円)

第11段階		
第12段階		
第13段階		

第11段階	住民税課税かつ合計所得520万円以上620万円未満	150,150円 (12,513円)
第12段階	住民税課税かつ合計所得620万円以上720万円未満	164,450円 (13,705円)
第13段階	住民税課税かつ合計所得720万円以上	171,600円 (14,300円)

【低所得者保険料】

第8期計画	対象者	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、住民税非課税世帯かつ年金収入等80万円以下	24,690円 (基準額×0.3)
第2段階	住民税非課税世帯かつ年金収入等80万円超120万円以下	41,150円 (基準額×0.5)
第3段階	住民税非課税世帯かつ年金収入等120万円超	57,610円 (基準額×0.7)



第9期計画	対象者	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、住民税非課税世帯かつ年金収入等80万円以下	20,378円 (基準額×0.285)
第2段階	住民税非課税世帯かつ年金収入等80万円超120万円以下	34,678円 (基準額×0.485)
第3段階	住民税非課税世帯かつ年金収入等120万円超	48,978円 (基準額×0.685)

3 附則

令和6年4月1日から施行する。

4 経過措置

改正後の日野町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

日野町介護保険条例の一部を改正する条例  
 日野町介護保険条例(平成12年日野町条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第2章 保険料 (保険料率)                      第2条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。                      (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>41,150円</u>                      (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>61,725円</u>                      (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>61,725円</u>                      (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>74,070円</u>                      (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>82,300円</u>                      (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>98,760円</u>                      (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>106,990円</u>                      (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>123,450円</u>                      (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>139,910円</u></p>	<p>第2章 保険料 (保険料率)                      第2条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。                      (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>32,533円</u>                      (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>48,978円</u>                      (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>49,335円</u>                      (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>64,350円</u>                      (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>71,500円</u>                      (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>85,800円</u>                      (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>92,950円</u>                      (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>107,250円</u>                      (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>121,550円</u>                      (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 <u>135,850円</u>                      (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 <u>150,150円</u>                      (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 <u>164,450円</u>                      (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 <u>171,600円</u></p> <p>2～4 略</p> <p>5 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第9号の基準所得金額は、令第38条第9項第1号の規定にかかわらず、<u>420万円</u>とする。</p> <p>6 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第10号の基準所得金額は、令第38条第9項第2号の規定にかかわらず、<u>520万円</u>とする。</p>

- 7 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第11号の基準所得金額は、令第38条第9項第3号の規定にかかわらず、620万円とする。
- 8 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第12号の基準所得金額は、令第38条第9項第4号の規定にかかわらず、720万円とする。
- 9 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、20,378円とする。
- 10 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、34,678円とする。
- 11 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、48,978円とする。

12 略

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合) 第4条 略

- 2 略
- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該該当者に係る保険料の額と当該該当者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(経過措置)

- 2 改正後の日野町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

- 5 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、24,690円とする。
- 6 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、41,150円とする。
- 7 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、57,610円とする。

8 略

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合) 第4条 略

- 2 略
- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。